

登園証明書

お子さまが伝染性の病気になった場合は、完全に治してから登園させましょう。ご参考までに学校保健法に定められたものを付記致します。登園停止の期間については、症状により医師に伝染のおそれがないとみとめられたときは、この限りではありません。

	病 名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後(発熱の症状が出現した日の翌日より)5日を経過し、かつ解熱した後(解熱した日の翌日より)3日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れがなくなるまで
5	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	結核	伝染の恐れが無いと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	伝染の恐れが無いと認められるまで
10	流行性角結膜炎(はやり目)	伝染の恐れが無いと認められるまで
11	急性出血性結膜炎(アポロ病)	伝染の恐れが無いと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ、全身状態が良くなるまで
13	伝染性紅斑(りんご病)	発疹以外の病状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタ等)	嘔吐下痢の症状が治まり、通常の食事ができるまで
17	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まるまで
18	ウイルス性肝炎	
	その他の伝染病	

✓ ◎登園するときにお持ち下さい。 平成25年12月16日 改定
.....き・り・と・り・せ・ん.....

登園証明書

かんしち幼稚園々長殿

組 氏名 平成 年 月 日生

病名

学校保健法の基準により伝染病の予防上支障が無いと認めたので、平成 年 月 日より登園をしてもよいことを証明致します。

平成 年 月 日 医師 印